

# 沿海区域の一部拡大に関する検討結果について（取りまとめ）

平成 25 年 3 月

沿海区域の一部拡大に関する検討会

## 1. 背景等

船舶安全法において、船舶は航行区域に応じた構造・設備を有することが必要であり、沿海区域は、荒天時の陸岸への迅速な避難等を前提として概ね陸岸から 20 海里（約 37km）までの水域として設定されている。平成 23 年 4 月に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において、政府の規制・制度改革の一環として沿海区域の一部拡大について検討を進めることとされたことから、「沿海区域の一部拡大に関する検討会」を設置し検討を行った。

## 2. 検討の概要

恒常的に輻輳状態となっている海域等について、当該海域における海難発生状況や波浪状況等の現状、沿海区域を一部拡大する海域の設定指針及び沿海区域の一部拡大が内航船の安全性に及ぼす影響等について検証し、安全性を確保した上で沿海区域の一部拡大が可能であるか検討を行った。検討の概要は以下のとおり。

### （1）検討の基本方針

検討の基本方針は、以下のとおりとした。

- ① 地文航法並びに荒天時の陸岸への迅速な避難及び陸からの救助の容易性を前提とした、従来の沿海区域の原則を維持する。
- ② 現存沿海船へ速やかに適用されるよう、一部拡大する水域は、現状の安全基準、配乗基準で航行可能な限定された水域とする。
- ③ 陸岸の凹入により変針点を設けざるを得ない水域を直航できるようにすると共に、航行レーンの拡大による輻輳状態の緩和、季節風や海底地形の影響による海象条件の厳しい海域の回避の容易化等が可能な水域について検討を行う。

### （2）一部拡大する海域の範囲指針

一部拡大する海域の範囲指針として、平成 8 年の沿海区域の一部拡大時に用いた以下の指針を用いることとした。

- ① 気象・海象条件が既存の沿海区域と同程度であること。
- ② 陸岸から 30 海里以内であること。
- ③ 避難港（国際拠点港湾又は重要港湾）から 50 海里以内であること。

なお、平成 8 年に今回と同様の指針に従って拡大した沿海区域（内浦湾沖等 7 海域）における海難発生状況について調査・検証した結果、いずれの海域についても、一部拡大以後に沿海船に関係する海難事故は発生していないことを確認した。

### (3) 検討海域

内航事業者等の要望を踏まえ、尻屋崎沖、鹿島灘、伊勢湾沖、飛島沖及び金沢沖の5海域を検討海域とした。また、各海域における具体的な検討海域は、(1)の基本方針及び(2)の指針を踏まえ、陸岸から30海里以内かつ、避難港から50海里以内の海域を設定した。(別紙参照)

### (4) 各検討海域における気象・海象条件

各検討海域について、周辺の既存の沿海区域と気象・海象条件を比較・検証した結果、いずれの海域においても、気象・海象条件は既存の沿海区域と同程度であると認められる。

### (5) 各検討海域における海難発生状況

各検討海域について、船舶の航行実態、漁船操業状況及び海難発生状況を調査・検証した結果、いずれの海域においても、沿海区域の一部拡大による危険性の増大は無いものと考えられ、既存の沿海区域と同程度の安全性が確保されるものと考えられる。また、沿海区域の一部拡大により、太平洋側3海域においては、航行レーンの拡大による輻輳状態の緩和、日本海側2海域においては、気象・海象状況に応じた航路選択の自由度の増加などが期待される。

## 3. まとめ

検討の基本方針及び一部拡大する海域の範囲指針に従って設定した各検討海域について、いずれも周辺の既存の沿海区域と同程度の気象・海象条件であり、また、沿海区域の一部拡大による危険性の増大は無いものと考えられることから、沿海区域とすることが適当である。